処 分 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名:道路交通法

根 拠 条 項:第107条の5第9項

処 分 の 概 要:自動車等の運転禁止

原権者(委任先): 宮城県公安委員会

法 令 の 定 め:道路交通法第103条第1項第1号から第3号まで(免許の取消し、 停止等)、第107条の5第1項及び第2項(自動車等の運転禁止等)

道路交通法施行令第33条の2の3 (免許の拒否又は保留の事由となる病気等)、第38条の2 (免許の取消し又は停止の事由となる病気等)、第40条 (自動車等の運転の禁止の基準)

処 分 基 準:病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別添 1のとおり。

> 点数制度等により6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、 法令の定めを基準としつつ、別添2に従い処分の軽減を行う。6月 を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別添2のとおり。

問 合 せ 先:警察本部運転免許課 (電話022-373-3601)

備 考: